

平成10年度介護支援専門員実務研修 受講試験合格者に係る介護支援専門員 実務研修の実施方法等について

平成10年10月30日

厚生省老人保健福祉局長、老発第707号

標記については、平成10年6月19日老発第438号「介護支援専門員養成研修事業の実施について」の別添1「介護支援専門員実務研修事業実施要綱」4及び5により、別途通知することとされていたが、今般、介護支援専門員実務研修（以下「実務研修」という。）の実施方法等について次のように定めたので通知する。

1. 介護支援専門員実務研修の実施方法

(1) 実務研修の基本的な考え方

介護支援専門員の主たる業務は、要介護認定及び要支援認定に係る介護サービス調査（以下「訪問調査」という。）及び介護サービス計画の作成（介護支援サービス）であるが、要介護認定及び要支援認定の訪問調査については、平成11年10月以降、申請者宅を訪問し直接面接して行うものであり、地域住民にとって介護保険制度との最初の接点となる。訪問調査を担う介護支援専門員の質如何により要介護認定への信頼が左右されるとともに介護保険制度の円滑な実施に大きく影響するものである。

また、介護サービス計画の作成については、より要介護者等との関係が密接であるほか、当該地域での居宅介護サービス事業者・その他の各種サービスの提供者との間におけるサービス利用調整等においても介護支援専門員の力量が問われることとなる。

このため、当該実務研修においては、まず、

要介護認定、要支援認定の基本的考え方及び訪問調査の方法を修得させることに特に留意することとし、介護サービス計画の作成については、その後自ら研鑽できるよう各課題分析・介護サービス計画原案の作成手法等の基礎を修得させることとする。

(2) 実務研修の主たる内容

実務研修については、「介護支援専門員に関する省令」（平成10年4月10日厚生省令第53号）により、介護支援専門員として必要な専門的知識及び技術を修得させることを目的として、次の事項をその主たる内容とすることとされている。

- ア．要介護認定及び要支援認定に関する専門的知識及び技術
- イ．居宅サービス計画及び施設サービス計画に関する専門的知識及び技術

(3) 実務研修内容の具体的課程等

ア．「都道府県内情勢・介護支援専門員の基本姿勢等」

介護保険制度の施行に関する各都道府県の取り組みの状況、介護サービスの基盤整備の状況等並びに介護支援専門員の位置づけ、利用者本位、公正中立、守秘義務、チームケアなどの介護支援専門員の基本姿勢等に関する各都道府県等の行政関係者による講義を行う。

イ．「要介護認定基準及び訪問調査手法」

要介護認定手続きの一連の流れ、要介護認定基準の考え方、介護サービス調査票及び記入方法、介護認定審査会の運営などに関する各都道府県等の行政関係者による講義を行う。

なお、この際、後日に受講者自らが要介護認定の訪問調査を試行するための介護サービス調査票を配布する。

ウ．「課題分析・介護サービス計画作成手法説明」

課題分析・介護サービス計画作成手法については、国の高齢者ケアサービス体制整備検討委員会及び同委員会ケアプラン専門委員会の中で検討された、MDS－HC（Mini．mum Data Set Home Care）方式、三団体ケアプラン策定研究会方式、日本介護福祉士会方式、日本社会福祉士会方式、日本訪問看護振興財団方式（五十音順）による手法を紹介する。

なお、この他各都道府県独自で紹介する方法がある場合には、上記5方式に加えて紹介することも差し支えない。

エ．「課題分析・介護サービス計画作成演習」

ウの「課題分析・介護サービス計画作成手法説明」において紹介された手法の中から、受講者が適宜1方式を選択し、事例をもとに班編成等による具体的な課題分析・介護サービス計画作成の演習を行う。

なお、この際、後日に受講者自らが課題分析・介護サービス計画作成を試行するための課題分析・介護サービス計画作成用紙を配布する。

オ．「要介護認定訪問調査実習」及び実習報告書の提出

イの「要介護認定基準及び訪問調査手法」を研修した後に、分割された研修と研修の間「以下「実習期間」という。）において、可能な限り、受講者が自ら要介護高齢者等を対象として選定し要介護認定のための訪問調査を試行する。（1事例以上）

なお、受講者は、当該実習の実施状況、結果、問題点等を取りまとめた実習報告書を次回研修に先だてて実務研修実施主体に提出す

るものとする。

カ．「課題分析・介護サービス計画作成実習」及び実習報告書の提出

ウの「課題分析・介護サービス計画作成手法説明」及び「課題分析・介護サービス計画作成演習」を研修した後に、実習期間において、可能な限り、受講者が自ら要介護高齢者等を対象として選定し「演習」において選択した課題分析・介護サービス計画作成手法により実際に課題分析・介護サービス計画原案の作成を試行する。（1事例以上）

なお、受講者は、当該実習の実施状況、結果、問題点等を取りまとめた実習報告書を次回研修に実務研修実施主体に提出するものとする。

キ．「要介護認定基準及び訪問調査手法」

実習期間中に受講者が実習として行ってきた訪問調査の疑問点等を研修に先だてて提出させ、当該疑問点等を中心に解説し、訪問調査の客観的かつ公正な実施を期すための講義を行う。

ク．「課題分析・介護サービス計画作成演習（班編成研修）」

実習期間中に受講者が実習として行ってきた課題分析及び介護サービス計画原案の作成経過等について、受講者が各班単位で発表し、班毎に討議する演習を行う。

なお、当該演習には、高齢者介護サービス体制整備支援事業における介護支援専門員指導者研修修了者（以下「介護支援専門員指導者」という。）が保健・医療・福祉各々1人で3人1組の講師陣として参加し、課題分析及び介護サービス計画作成について、保健・医療・福祉各々の立場から専門的な助言を行う。

また、課題分析手法自体に関する疑義照会に対応するため課題分析・介護サービス計画作成手法の開発に係る団体（以下「課題分析方式開発団体」という。）が推薦する講師も同席する。

ケ．「意見交換」

職種を超えた受講者間の連携が重要であることから、意見交換を通して各専門職種間の

相互理解を図る。

2. 研修実施上の留意点

(1) 研修の分割等

研修の分割については、各都道府県の実情に即して適宜分割して行うものとする。また、研修の時間帯、曜日についても各都道府県の実情に応じて受験者が受講しやすいよう適宜配慮すること。

なお、実習期間は、受講者が要介護認定訪問調査の試行（実習）及び課題分析・介護サービス計画作成の試行（実習）を行うために1か月程度設けるものとする。

(2) 研修実施方法

ア．研修の全体構成

「都道府県内情勢・介護支援専門員の基本姿勢等」、「要介護認定基準及び訪問調査手法」、「課題分析・介護サービス計画作成手法説明」、「要介護認定基準及び訪問調査手法」については多人数による大規模研修で差し支えないこととし、「課題分析・介護サービス計画作成演習」及び「課題分析・介護サービス計画作成演習」、「意見交換」については小規模研修によることとする。

特に、「課題分析・介護サービス計画作成演習」については、1班10人程度の班編成により実施する。なお、当該演習は模擬サービス担当者会議にあたるものであることから、保健・医療・福祉の各職種の均衡に配慮して班編成を行うものであること。また、1回（講師3人の場合）の研修においては10班程度以下を適正規模とする。

イ．実習における安全の確保等

要介護認定訪問調査の試行（実習）及び課題分析・介護サービス計画作成の試行（実習）においては、事前に調査対象者等の同意を得るとともに、特に調査対象者の安全の確保、知り得た秘密の厳守について万全を期すよう受講者に周知徹底するものとする。

(8) 講師

ア．「要介護認定基準及び訪問調査手法」及び「要介護認定基準及び訪問調査手法」の講師については、都道府県職員を原則と

するが、高齢者介護サービス体制整備支援事業における要介護認定に関する試行的事業等を通じて担当の知見を有する市町村職員をあてることも差し支えない。

イ．「課題分析・介護サービス計画作成手法説明」及び「課題分析・介護サービス計画作成演習」の講師については、介護支援専門員指導者をあてることを原則とし、適切な指導者がいない場合には各課題分析方式開発団体が推薦する講師に依頼する。

ウ．「課題分析・介護サービス計画作成演習」における講師については、介護支援専門員指導者をあてるものとする。なお、課題分析票自体への疑義も予想されることから、各課題分析方式開発団体が推薦する講師も同席する。

(4) 研修課積年標準目安時間

実務研修は合計32時間以上とし、課程毎の標準目安時間は別紙のとおりとする。

(5) その他留意点

ア．「課題分析・介護サービス計画作成手法説明」は、1方式70分を目途に6方式（高齢者ケアサービス体制整備検討委員会の中で検討された5方式及び各都道府県独自手法）の講義を想定している。

なお、各都道府県独自手法がない場合、また、5方式全ての講義ができない場合であっても、7時間（約1日）を「課題分析・介護サービス計画作成手法」に関する講義にあてることを目安とする。

イ．「課題分析・介護サービス計画作成手法説明」の5方式の講師は、各課題分析方式開発団体の中央組織より都道府県別に推薦する講師の名簿を当省に登録させ、当省より各都道府県に連絡する。

ウ．「課題分析・介護サービス計画作成手法説明」、「要介護認定基準及び訪問調査手法」に係る研修資料は、当省が原稿を各都道府県に送付し各都道府県において必要部数を印刷する。

エ．実務研修修了者とは、実務研修の全課程（平成10年度介護支援専門員実務研修受講試験合格者においては実習を除く）を受講した受講

者とする。

なお、受講者がやむを得ない事情により、実務研修の一部を受講できなかった場合には、研修期間内において別途実施する実務研修の際に当該未受講の課程を受講することとして差し支えない。

オ. 実務研修の研修受講地については、当該試験受験地の都道府県であるが、当該試験合格後の勤務地等の異動に伴い、必ずしも試験地研修地同一の原則によっては合理的でない場合が想定される。このような場合には、当該受講者から試験受験地の都道府県宛に「研修受講地変更願い」を提出させ、やむを得ないと認められるときは、希望する研修受講地の

都道府県と連携の上、受講者の便宜を図るものとする。

なお、この取り扱いの一つの研修を異なる都道府県に分割して行い得るものではない。

カ. 介護支援専門員指導者が介護支援専門員実務研修受講試験に合格した場合には、1の(3)のアの都道府県内情勢に関する研修のみを受講すれば、残余の課程の研修は修了したものとみなして差し支えない。

キ. 実務研修事業を行う公益法人等の非営利団体の指定については、研修の円滑な実施の観点から、保健・医療・福祉の主要な関係団体の意向を十分踏まえた上で調整を行うこととする。

〔別紙〕 介護支援専門員実務研修の内容等

ア. 2分割の例

課 程	標準 目安時間	講 師
開講		
都道府県内情勢・介護支援専門員の基本姿勢等	2 時間	都道府県担当等
要介護認定基準及び訪問調査手法 I	4 時間	都道府県担当等
課題分析・介護サービス計画作成手法説明	7 時間	指導者・団体
課題分析・介護サービス計画作成演習 I	4 時間	指導者・団体
要介護認定訪問調査実習		
課題分析・介護サービス計画作成実習		
要介護認定基準及び訪問調査手法 II	4 時間	都道府県担当等
課題分析・介護サービス計画作成演習 II	9 時間	指導者・団体
意見交換、講評	2 時間	都道府県担当等
閉講		

イ. 3分割の例

課 程	標準 目安時間	講 師
開講		
都道府県内情勢・介護支援専門員の基本姿勢等	2 時間	都道府県担当等
要介護認定基準及び訪問調査手法 I	4 時間	都道府県担当等
要介護認定訪問調査実習		
課題分析・介護サービス計画作成手法説明	7 時間	指導者・団体
課題分析・介護サービス計画作成演習 I	4 時間	指導者・団体
課題分析・介護サービス計画作成実習		
要介護認定基準及び訪問調査手法 II	4 時間	都道府県担当等
課題分析・介護サービス計画作成演習 II	9 時間	指導者・団体
意見交換、講評	2 時間	都道府県担当等
閉講		